

的に理事長に就任したり、役員として参加していることは適当でないこと。

5 役員の報酬は勤務実態に即して支給しており、役員報酬規程等を整備した上で支給していること。

「勤務実態に即して支給する」こととされている役員報酬については、当該法人の人事労務、財務、運営等の職務を分掌するなど経営管理に携わる役員はその対象となるものであり、それらの役員に対しては必ずしも一般職員と同様の勤務体制を求めるものではないこと。

定款準則第8条
審査要領第3-(6)

3 理事

(1)定数

定数は、6名以上であること。

審査基準第3-2-(3)
定款準則第5条備考

(2)適格性

削 除

削 除

1 各理事について、親族等の特殊の関係のある者が定款に定める数を超えて選任されていないこと。

親族等の特殊の関係のある者とは次のとおり。

- ① 当該役員と民法に定める親族関係にある者
- ② 当該役員とまだ婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻と同様の事情にある者
- ③ 当該役員の使用人及び当該役員から受ける金銭その他の財産によって生計を維持している者
- ④ ②又は③の親族で、これらの者と生計を一にしている者
- ⑤ 当該役員が役員となっている会社の役員、使用人及び当該会社の

法第36条第3項
審査基準第3-2-(4)
定款準則第5条備考(2)

的に理事長に就任したり、役員として参加していることは適当でないこと。

5 役員の報酬は勤務実態に即して支給しており、役員報酬規程等を整備した上で支給していること。

定款準則第8条
審査要領第3-(5)

3 理事

(1)定数

定数は、6名以上であること。

審査基準第3-2-(3)
定款準則第5条備考

(2)適格性

1 理事は、社会福祉事業に熱意と理解を有し、法人運営の職責を果たし得る者であること。

2 各理事について、親族等の特殊の関係のある者が定款に定める数を超えて選任されていないこと。

親族等の特殊の関係のある者とは次のとおり。

- ① 当該役員と民法に定める親族関係にある者
- ② 当該役員とまだ婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻と同様の事情にある者
- ③ 当該役員の使用人及び当該役員から受ける金銭その他の財産によって生計を維持している者
- ④ ②又は③の親族で、これらの者と生計を一にしている者
- ⑤ 当該役員が役員となっている会社の役員、使用人及び当該会社の

法第36条第3項
審査基準第3-2-(4)
定款準則第5条備考(2)

2 当該法人に係る社会福祉施設の整備、運営と密接に関連する業務を行う者が理事総数の3分の1を超えていないこと。

3 社会福祉事業について学識経験を有する者又は地域の福祉関係者が理事として参加していること。

また、社会福祉協議会にあっては、その区域において社会福祉事業を経営する団体の役職員及びボランティア活動を行う団体の代表者を理事として加えること。

経営に従事する他の者並びに当該会社の同族会社の使用人であつて、役員と同等の権限を有する者

⑥ ①～④の者と同族会社の関係にある法人の役員及び使用人

また、親族等特殊の関係がある者は、理事の定数に応じて以下の人数を超えてはならないこと。

理事定数	親族等の人数
6～9名	1名
10～12名	2名
13名～	3名

次のような者は、社会福祉事業について学識経験を有する者であること。

- ① 社会福祉に関する教育を行う者
- ② 社会福祉に関する研究を行う者
- ③ 社会福祉事業又は社会福祉関係の行政に従事した経験を有する者
- ④ 公認会計士、税理士、弁護士等社会福祉事業の経営を行う上で必要かつ有益な専門知識を有する者

次のような者は、地域の福祉関係者であること。

- ① 社会福祉協議会等社会福祉事業を行う団体の役職員
- ② 民生委員・児童委員
- ③ 社会福祉に関するボ

審査基準第3-2-(5)

審査基準第3-2-(6)、(8)

審査要領第3-(1)、(2)

3 当該法人に係る社会福祉施設の整備、運営と密接に関連する業務を行う者が理事総数の3分の1を超えていないこと。

4 社会福祉事業について学識経験を有する者又は地域の福祉関係者が理事として参加していること。

また、社会福祉協議会にあっては、その区域において社会福祉事業を経営する団体の役職員及びボランティア活動を行う団体の代表者を理事として加えること。

経営に従事する他の者並びに当該会社の同族会社の使用人であつて、役員と同等の権限を有する者

⑥ ①～④の者と同族会社の関係にある法人の役員及び使用人

また、親族等特殊の関係がある者は、理事の定数に応じて以下の人数を超えてはならないこと。

理事定数	親族等の人数
6～9名	1名
10～12名	2名
13名～	3名

次のような者は、社会福祉事業について学識経験を有する者であること。

- ① 社会福祉に関する教育を行う者
- ② 社会福祉に関する研究を行う者
- ③ 社会福祉事業又は社会福祉関係の行政に従事した経験を有する者
- ④ 公認会計士、税理士、弁護士等社会福祉事業の経営を行う上で必要かつ有益な専門知識を有する者

次のような者は、地域の福祉関係者であること。

- ① 社会福祉協議会等社会福祉事業を行う団体の役職員
- ② 民生委員・児童委員
- ③ 社会福祉に関するボ

審査基準第3-2-(5)

審査基準第3-2-(6)、(8)

審査要領第3-(1)、(2)

(3) 代表者

4 当該法人の経営する社会福祉施設の長等が1名以上参加していること。
 ただし、評議員会を設置していない法人にあっては、施設長等施設の職員である理事が理事総数の3分の1を超えてはならないこと。

1 理事長は、各理事の意見を十分に尊重し、理事会の決定に従って法人運営及び事業経営を行っていること。

なお、代表権の制限を行う場合には、組合等登記令（昭和39年政令第29号）に基づき、その内容を登記すること。

2 代表権を有する理事が複数いる場合には、各理事と親族等の特殊な関係にある者のみが代表権を有する理事とすることは適当でないこと。

3 理事長の職務代理が指名されていること。

1 理事、評議員及び職員又はこれらに類する他の職務を兼任していないこと。

2 1人は法第44条に規定する財務諸表等を監査し得る者であること。

また、1人は社会福祉

ランティア団体、親の会等の民間社会福祉団体の代表者等

④ 医師、保健師、看護師等保健医療関係者

⑤ 自治会、町内会、婦人会及び商店会等の役員

⑥ その他その者の参画により施設運営や在宅福祉事業の円滑な遂行が期待できる者

審査基準第3-2-(7)
 審査要領第3-(3)

法第38条
 審査基準第3-2-(2)
 定款準則第5条第3項、
 同条備考(4)、(5)、
 第9条第1項

法第38条
 審査基準第3-2-(2)

定款準則第10条

法第41条
 審査基準第3-3-(1)

審査基準第3-3-(2)、
 (3)

審査要領第3-(2)

監事については、「地

(3) 代表者

5 当該法人の経営する社会福祉施設の長等が1名以上参加していること。
 ただし、評議員会を設置していない法人にあっては、施設長等施設の職員である理事が理事総数の3分の1を超えてはならないこと。

1 理事長は、各理事の意見を十分に尊重し、理事会の決定に従って法人運営及び事業経営を行っていること。

なお、代表権の制限を行う場合には、組合等登記令（昭和39年政令第29号）に基づき、その内容を登記すること。

2 代表権を有する理事が複数いる場合には、各理事と親族等の特殊な関係にある者のみが代表権を有する理事とすることは適当でないこと。

3 理事長の職務代理が指名されていること。

1 理事、評議員及び職員又はこれらに類する他の職務を兼任していないこと。

2 1人は法第44条に規定する財務諸表等を監査し得る者であること。

また、1人は社会福祉

ランティア団体、親の会等の民間社会福祉団体の代表者等

④ 医師、保健師、看護師等保健医療関係者

⑤ 自治会、町内会、婦人会及び商店会等の役員

⑥ その他その者の参画により施設運営や在宅福祉事業の円滑な遂行が期待できる者

審査基準第3-2-(7)
 審査要領第3-(3)

法第38条
 審査基準第3-2-(2)
 定款準則第5条第3項、
 同条備考(4)、(5)、
 第9条第1項

法第38条
 審査基準第3-2-(2)

定款準則第10条

法第41条
 審査基準第3-3-(1)

審査基準第3-3-(2)、
 (3)

4 監事・監査

4 監事・監査

<p>事業について学識経験を有する者又は地域の福祉関係者が加わっていること。</p> <p>3 他の役員と親族等の特殊の関係がある者でないこと。</p> <p>4 当該法人に係る社会福祉施設の整備、運営と密接に関連する業務を行う者であってはならないこと。</p> <p>5 理事の業務執行の状況、当該法人の財産の状況、特に当該法人の事業報告書、財産目録、貸借対照表及び収支計算書について毎年定期的に十分な監査が行われていること。</p> <p>6 財産状況等の監査は、公認会計士、税理士等による外部監査の積極的な活用を図ることが適当であること。特に、資産額が100億円以上若しくは負債額が50億円以上又は収支決算額が10億円以上の法人については、その事業規模等に鑑み、2年に1回程度の外部監査の活用を行うことが望ましいものであること。これらに該当しない法人についても、5年に1回程度の外部監査の活用を行うなど法人運営の透明性の確保のための取組を行うことが望ましいものであること。</p> <p>7 監査を行った場合には、監査報告書が作成され、理事会、評議員会及び所轄庁に報告後、法人</p>	<p>域福祉関係者」のうち「自治会、町内会、婦人会及び商店会等の役員その他その者の参画により施設運営や在宅福祉事業の円滑な遂行が期待できる者」は含まれない。</p>	<p>審査基準第3-3-(4)</p> <p>審査基準第3-3-(5)</p> <p>法第40条第1号、第2号 定款準則第11条第1項</p> <p>審査基準第3-5-(1)</p> <p>法第40条第3号、第5号 審査基準第3-3-(2) 定款準則第11条第2</p>		<p>事業について学識経験を有する者又は地域の福祉関係者が加わっていること。</p> <p>3 他の役員と親族等の特殊の関係がある者でないこと。</p> <p>4 当該法人に係る社会福祉施設の整備、運営と密接に関連する業務を行う者であってはならないこと。</p> <p>5 理事の業務執行の状況、当該法人の財産の状況、特に当該法人の事業報告書、財産目録、貸借対照表及び収支計算書について毎年定期的に十分な監査が行われていること。</p> <p>6 財産状況等の監査は、公認会計士、税理士等による外部監査の積極的な活用を図ることが適当であること。特に、資産額が100億円以上若しくは負債額が50億円以上又は収支決算額が10億円以上の法人については、その事業規模等に鑑み、2年に1回程度の外部監査の活用を行うことが望ましいものであること。これらに該当しない法人についても、5年に1回程度の外部監査の活用を行うなど法人運営の透明性の確保のための取組を行うことが望ましいものであること。</p> <p>7 監査を行った場合には、監査報告書が作成され、理事会、評議員会及び所轄庁に報告後、法人</p>	<p>審査基準第3-3-(4)</p> <p>審査基準第3-3-(5)</p> <p>法第40条第1号、第2号 定款準則第11条第1項</p> <p>審査基準第3-5-(1)</p> <p>法第40条第3号、第5号 審査基準第3-3-(2) 定款準則第11条第2</p>
---	--	---	--	---	---

5 理事会
削除

において保存されている
こと。

削除

削除

(1) 審議状
況

- 1 開催手続きが定款の定めに従って行われ、理事会が定款に定める定足数を満たして有効に成立していること。
- 2 議決が定款の定めに従って、有効に成立していること。
- 3 理事会への欠席又は書面による議決権の行使が継続している理事がいないこと。
- 4 理事会の要議決事項について審議され、議決が行われていること。

理事会の要議決事項は次のとおり。

- ① 予算、決算、基本財産の処分、事業計画及び事業報告
- ② 予算外の新たな義務の負担又は権利の放棄
- ③ 定款の変更
- ④ 合併
- ⑤ 解散及び解散した場合の残余財産の帰属者の選定
- ⑥ 社会福祉事業に係る許認可、寄附金の募集その他の所轄庁等の許認可を受ける事項
- ⑦ 定款細則、経理規程等社会福祉法人の運営に関する規則の制定及び変更
- ⑧ 施設長の任免その他重要な人事

項、同条備考

削除

削除

定款準則第9条削除

定款準則第9条第5項～第8項、同条備考(4)、(5)
審査基準第3-2-(1)
定款準則第9条備考(2)、(3)

法第24条
審査基準第2-2-(2)イ
定款準則第8条第3項、第9条第1項、同条備考(1)、第12条第2項、同条備考一(評議員会の権限)の条、第14条、第17条、第18条第1項、第20条、第21条、同条備考一、二、第23条、第24条、第25条第1項、第27条

5 理事会
(i) 開催状況

において保存されている
こと。

1 開催手続きが、定款の定めに従って行われていること。

2 予算のための理事会、決算のための理事会のほか理事会の議決を要する事項がある場合その他事業運営の実態に即し、必要に応じて理事会が開催されていること。

1 理事会が定款に定める定足数を満たして有効に成立していること。

2 議決が定款の定めに従って、有効に成立していること。

3 理事会への欠席又は書面による議決権の行使が継続している理事がいないこと。

4 理事会の要議決事項について審議され、議決が行われていること。

(2) 審議状
況

理事会の要議決事項は次のとおり。

- ① 予算、決算、基本財産の処分、事業計画及び事業報告
- ② 予算外の新たな義務の負担又は権利の放棄
- ③ 定款の変更
- ④ 合併
- ⑤ 解散及び解散した場合の残余財産の帰属者の選定
- ⑥ 社会福祉事業に係る許認可、寄附金の募集その他の所轄庁等の許認可を受ける事項
- ⑦ 定款細則、経理規程等社会福祉法人の運営に関する規則の制定及び変更
- ⑧ 施設長の任免その他重要な人事

項、同条備考

定款準則第9条

定款準則第9条、同条備考(1)、第17条、第18条、第21条

定款準則第9条第5項

定款準則第9条第5項～第8項、同条備考(4)、(5)
審査基準第3-2-(1)
定款準則第9条備考(2)、(3)

法第24条
審査基準第2-2-(2)イ
定款準則第8条第3項、第9条第1項、同条備考(1)、第12条第2項、同条備考一(評議員会の権限)の条、第14条、第17条、第18条第1項、第20条、第21条、同条備考一、二、第23条、第24条、第25条第1項、第27条

(2) 記録

議事録は、正確に記録され、保存されていること。

- ⑨ 金銭の借入、財産の取得、処分等に係る契約（軽微なものを除く。）
 - ⑩ 役員報酬に関する事項
 - ⑪ その他、この法人の業務に関する重要事項
なお、日常の業務として理事会が定めるものについては、理事長が専決し、これを理事会に報告すればよいこと。
- 議事録記載事項は次のとおり。
- ① 開催年月日
 - ② 開催場所
 - ③ 出席者氏名（定数）
 - ④ 議案
 - ⑤ 議案に関する発言内容
 - ⑥ 議案に関する表決結果
 - ⑦ 議事録署名人（議長及び当該理事会において選出された理事2名）の署名又は記名押印、その年月日

定款準則第9条第8項

6 評議員・評議員会

- 1 評議員会を設けること。ただし、次に掲げる事業のみを行う法人については、この限りでない。
 - ① 都道府県又は市町村が福祉サービスを必要とする者について措置をとる社会福祉事業
 - ② 保育所を経営する事業
 - ③ 介護保険事業
- 2 評議員の定数及び現員は、理事の2倍を超えていなければならないこと。
- 3 各評議員について親族等の特殊の関係のある者が定款に定める数を超えて選任されていないこと。

審査基準第3-4-(1)、(2)
定款準則第12条備考一（評議員会）の条備考(1)
審査要領第3-(4)

法第42条第2項
定款準則第12条備考一（評議員会）の条備考(2)
定款準則第12条備考一（評議員の資格等）の条第2項、同条備考

(3) 記録

議事録は、正確に記録され、保存されていること。

- ⑨ 金銭の借入、財産の取得、処分等に係る契約（軽微なものを除く。）
 - ⑩ 役員報酬に関する事項
 - ⑪ その他、この法人の業務に関する重要事項
なお、日常の業務として理事会が定めるものについては、理事長が専決し、これを理事会に報告すればよいこと。
- 議事録記載事項は次のとおり。
- ① 開催年月日
 - ② 開催場所
 - ③ 出席者氏名（定数）
 - ④ 議案
 - ⑤ 議案に関する発言内容
 - ⑥ 議案に関する表決結果
 - ⑦ 議事録署名人（議長及び当該理事会において選出された理事2名）の署名又は記名押印、その年月日

定款準則第9条第8項

6 評議員・評議員会

- 1 評議員会を設けること。ただし、次に掲げる事業のみを行う法人については、この限りでない。
 - ① 都道府県又は市町村が福祉サービスを必要とする者について措置をとる社会福祉事業
 - ② 保育所を経営する事業
 - ③ 介護保険事業
- 2 評議員の定数及び現員は、理事の2倍を超えていなければならないこと。
- 3 各評議員について親族等の特殊の関係のある者が定款に定める数を超えて選任されていないこと。

審査基準第3-4-(1)、(2)
定款準則第12条備考一（評議員会）の条備考(1)
審査要領第3-(4)

法第42条第2項
定款準則第12条備考一（評議員会）の条備考(2)
定款準則第12条備考一（評議員の資格等）の条第2項、同条備考

<p>と。</p> <p>4 当該法人に係る社会福祉施設の整備、運営と密接に関連する業務を行う者が3分の1を超えてはならないこと。</p> <p>5 地域の代表が参加していること。</p> <p>また、社会福祉協議会にあっては、その区域において社会福祉事業を営む団体の役員及びボランティア団体の代表者が参加していること。</p> <p>6 評議員の選任、評議員会の開催、審議は定款の定めに従い行われていること。</p>		<p>審査基準第3-4-(4)</p> <p>審査基準第3-4-(5)、(6)</p> <p>審査基準第3-4-(3) 定款準則第12条備考一(評議員会)の条第2項～第8項、同条備考(3)</p>	<p>7 評議員会の要審議事項については、原則として、あらかじめ意見を聴いていること。</p>	<p>評議員会の要審議事項は次のとおり。</p> <p>① 予算、決算、基本財産の処分、事業計画及び事業報告</p> <p>② 予算外の新たな義務の負担又は権利の放棄</p> <p>③ 定款の変更</p> <p>④ 合併</p> <p>⑤ 解散及び解散した場合の残余財産の帰属者の選定</p> <p>⑥ その他、この法人の業務に関する重要事項で、理事会において必要と認める事項</p>	<p>審査基準第3-4-(2) 定款準則第12条備考一(評議員会の権限)の条、同条備考 審査要領第3-(4)</p>	<p>8 評議員会への欠席が継続している評議員がないこと。</p>	<p>評議員会への欠席が継続している評議員がいる場合には、十分な指導を行うこと。</p>	<p>定款準則第12条備考一(評議員の資格等)の条第1項</p>	<p>9 議事録は正確に記録され、保存されていること。</p>		<p>定款準則第12条備考一(評議員会)の条第9</p>	<p>と。</p> <p>4 当該法人に係る社会福祉施設の整備、運営と密接に関連する業務を行う者が3分の1を超えてはならないこと。</p> <p>5 地域の代表が参加していること。</p> <p>また、社会福祉協議会にあっては、その区域において社会福祉事業を営む団体の役員及びボランティア団体の代表者が参加していること。</p> <p>6 評議員の選任、評議員会の開催、審議は定款の定めに従い行われていること。</p>		<p>審査基準第3-4-(4)</p> <p>審査基準第3-4-(5)、(6)</p> <p>審査基準第3-4-(3) 定款準則第12条備考一(評議員会)の条第2項～第8項、同条備考(3)</p>	<p>7 評議員会の要審議事項については、原則として、あらかじめ意見を聴いていること。</p>	<p>評議員会の要審議事項は次のとおり。</p> <p>① 予算、決算、基本財産の処分、事業計画及び事業報告</p> <p>② 予算外の新たな義務の負担又は権利の放棄</p> <p>③ 定款の変更</p> <p>④ 合併</p> <p>⑤ 解散及び解散した場合の残余財産の帰属者の選定</p> <p>⑥ その他、この法人の業務に関する重要事項で、理事会において必要と認める事項</p>	<p>審査基準第3-4-(2) 定款準則第12条備考一(評議員会の権限)の条、同条備考 審査要領第3-(4)</p>	<p>8 評議員会への欠席が継続している評議員がないこと。</p>	<p>理事を兼ねる評議員が出席者の過半数を占めるような評議員会の開催は、評議員会のけん制機能を弱め、好ましくないことから、特に理事を兼ねていない評議員の欠席が継続しているような場合には、十分な指導を行われないこと。</p>	<p>定款準則第12条備考一(評議員の資格等)の条第1項</p>	<p>9 議事録は正確に記録され、保存されていること。</p>		<p>定款準則第12条備考一(評議員会)の条第9</p>	<p>審査基準第3-4-(4)</p> <p>審査基準第3-4-(5)、(6)</p> <p>審査基準第3-4-(3) 定款準則第12条備考一(評議員会)の条第2項～第8項、同条備考(3)</p> <p>審査基準第3-4-(2) 定款準則第12条備考一(評議員会の権限)の条、同条備考 審査要領第3-(4)</p> <p>定款準則第12条備考一(評議員の資格等)の条第1項</p> <p>定款準則第12条備考一(評議員会)の条第9</p>
---	--	--	---	--	--	-----------------------------------	--	----------------------------------	---------------------------------	--	------------------------------	---	--	--	---	--	--	-----------------------------------	---	----------------------------------	---------------------------------	--	------------------------------	---

削除	削除	削除	削除	7 その他	社会福祉施設の長については、関係法令及び通知で定める資格を有する者でなければならないこと。	削除	各社会福祉施設最低基準省令 「社会福祉法人の経営する社会福祉施設の長について」(昭和47年5月17日社会局長等連名通知) 「社会福祉施設の長の資格要件について」(昭和53年2月20日社会局長等連名通知)
<p>II 事業</p> <p>1 事業一般</p>	<p>1 定款に記載されている事業が行われていること。</p> <p>2 定款に記載されていない事業を行っていないこと。(定款の変更を行う必要がない事業として所轄庁が認めた事業を除く。)</p> <p>3 公益的取組(公益事業の実施のほか、低所得者に対するサービス利用料の減免等を含む。)が、本来事業である社会福祉事業に支障のない範囲において、積極的に実施されていることが望ましいこと。</p>	<p>事業を停止している事実があるときは、その措置について、法人側の方針を確かめた上、その具体的な是正の方法について報告を求めるとともに、廃止する場合は定款変更等の手続を行わせること。</p> <p>定款に記載されていない事業を行っている場合は、その措置について法人側の方針を確かめた上、実態に合わせた定款変更等の手続を行わせること。</p>	<p>審査基準第1</p> <p>審査基準第1 定款準則第21条備考一(種別)の条第2項(注)</p> <p>審査基準第1</p> <p>審査基準第1-1-(1)</p> <p>削除</p> <p>「社会福祉法人が経</p>	<p>II 事業</p> <p>1 事業一般</p>	<p>1 定款に記載されている事業が行われていること。</p> <p>2 定款に記載されていない事業を行っていないこと。(定款の変更を行う必要がない事業として所轄庁が認めた事業を除く。)</p> <p>3 公益的取組(公益事業の実施のほか、低所得者に対するサービス利用料の減免等を含む。)が、本来事業である社会福祉事業に支障のない範囲において、積極的に実施されていることが望ましいこと。</p> <p>2 社会福祉事業 (1)運営状況</p> <p>1 当該法人の事業のうち主たる地位を占めるものであること。</p> <p>2 関係法令通知による設置及び運営の基準に則して、適正に経営されていること。</p>	<p>事業を停止している事実があるときは、その措置について、法人側の方針を確かめた上、その具体的な是正の方法について報告を求めるとともに、廃止する場合は定款変更等の手続を行わせること。</p> <p>定款に記載されていない事業を行っている場合は、その措置について法人側の方針を確かめた上、実態に合わせた定款変更等の手続を行わせること。</p>	<p>審査基準第1</p> <p>審査基準第1 定款準則第21条備考一(種別)の条第2項(注)</p> <p>審査基準第1</p> <p>審査基準第1-1-(1)</p> <p>法第65条 審査基準第1-1-(2)、(3)</p> <p>「社会福祉法人が経</p>
<p>2 社会福祉事業 (1)運営状況</p>	<p>1 当該法人の事業のうち主たる地位を占めるものであること。 削除</p>		<p>審査基準第1-1-(1)</p> <p>削除</p> <p>「社会福祉法人が経</p>				

2 社会福祉事業を行うための必要な資金が確保されていること。
社会福祉事業の収入を公益事業（関係法令通知により認められた事業を除く。）又は収益事業の支出に充てていないこと。

3 関係機関との連絡が十分になされ、地域社会との協調が図られていること。

(2)事務手続

事業の開始、変更及び廃止等に係る所要の手続が選

営する社会福祉施設における運営費の運用及び指導について」(平成16年3月12日社会・援護局長等連名通知)

「社会福祉法人が経営する社会福祉施設における運営費の運用及び指導について」(平成16年3月12日社会・援護局福祉基盤課長等連名通知)

法第22条、第26条第2項

審査基準第1-1-(4)、第2-2-(2)イ

審査要領第2-(3)

「特別養護老人ホームにおける繰越金等の取扱い等について」(平成12年3月10日老人保健福祉局長通知)

「保育所運営費の経理等について」(平成12年3月30日児童家庭局長通知)

「障害者自立支援法の施行に伴う移行時特別積立金等の取扱いについて」(平成18年10月18日社会・援護局障害保健福祉部長通知)

「社会福祉法人が経営する社会福祉施設における運営費の運用及び指導について」

(平成16年3月12日社会・援護局長等連名通知)

法第4条、第5条

法第62条～第64条、第67条～第69条

3 社会福祉事業を行うための必要な資金が確保されていること。

社会福祉事業の収入を公益事業（関係法令通知により認められた事業を除く。）又は収益事業の支出に充てていないこと。

4 関係機関との連絡が十分になされ、地域社会との協調が図られていること。

(2)事務手続

事業の開始、変更及び廃止等に係る所要の手続が選

営する社会福祉施設における運営費の運用及び指導について」(平成16年3月12日社会・援護局長等連名通知)

「社会福祉法人が経営する社会福祉施設における運営費の運用及び指導について」(平成16年3月12日社会・援護局福祉基盤課長等連名通知)

法第22条、第26条第2項

審査基準第1-1-(4)、第2-2-(2)イ

審査要領第2-(3)

「特別養護老人ホームにおける繰越金等の取扱い等について」(平成12年3月10日老人保健福祉局長通知)

「保育所運営費の経理等について」(平成12年3月30日児童家庭局長通知)

「身体障害者更生施設等における繰越金等の取扱い等について」(平成15年3月26日社会・援護局障害保健福祉部長通知)

「社会福祉法人が経営する社会福祉施設における運営費の運用及び指導について」(平成16年3月12日社会・援護局長等連名通知)

法第4条、第5条

法第62条～第64条、第67条～第69条

3 公益事業 (1) 必要性	滞なく行われていること。
	<ol style="list-style-type: none"> 1 社会福祉と関係を有し、公益性を有するものであること。 2 公益事業の経営により、社会福祉事業の経営に支障を来していないこと。 3 事業規模が社会福祉事業に比べて過大なものとなっていないこと。 4 会計が、社会福祉事業及び収益事業と明確に区分され、特別会計として経理されていること。
(2) 剰余金 が出た 場合の 処分	剰余金が生じた場合は、公益事業又は社会福祉事業の経営に充てられていること。
4 収益事業 (1) 必要性	社会福祉事業又は公益事業（社会福祉法施行令第4条各号及び平成14年厚生労働省告示第283号に掲げるものに限る。（3）において同じ。）の経営の財源に充てるために行われているものであること。
(2) 事業内容	<ol style="list-style-type: none"> 1 収益事業の経営により、社会福祉事業の経営に支障を来していないこと。 2 事業規模が社会福祉事業に比べて過大なものとなっていないこと。 3 社会福祉法人の社会的信用を傷つけるおそれのあるもの及び投機的なものでないこと。 4 社会福祉事業用設備の使用又は社会福祉事業従事職員の兼務により、本来の業務に支障を来していないこと。 5 収益事業は、特別会計とされていること。

審査基準第1-2-(1)、(2)、(5) 審査要領第1-2 法第26条第1項 審査基準第1-2-(3)
審査基準第1-2-(4)
法第26条第2項 定款準則第16条
審査基準第1-2-(6) 定款準則第21条備考一（剰余金が出た場合の処分）の条
法第26条第1項 審査基準第1-3-(1)、(3)
審査基準第1-3-(4) 審査要領第1-3-(1)、(3)、(4)
審査基準第1-3-(5)
審査基準第1-3-(2) 審査要領第1-3-(2)
法第26条第1項 審査基準第1-3-(4)
法第26条第2項 削 除

3 公益事業 (1) 必要性	滞なく行われていること。
	<ol style="list-style-type: none"> 1 社会福祉と関係を有し、公益性を有するものであること。 2 公益事業の経営により、社会福祉事業の経営に支障を来していないこと。 3 事業規模が社会福祉事業に比べて過大なものとなっていないこと。 4 会計が、社会福祉事業及び収益事業と明確に区分され、特別会計として経理されていること。
(2) 収益の 処分	収益が生じた場合は、公益事業又は社会福祉事業の経営に充てられていること。
4 収益事業 (1) 必要性	社会福祉事業又は公益事業（社会福祉法施行令第4条各号及び平成14年厚生労働省告示第283号に掲げるものに限る。（3）において同じ。）の経営の財源に充てるために行われているものであること。
(2) 事業内容	<ol style="list-style-type: none"> 1 収益事業の経営により、社会福祉事業の経営に支障を来していないこと。 2 事業規模が社会福祉事業に比べて過大なものとなっていないこと。 3 社会福祉法人の社会的信用を傷つけるおそれのあるもの及び投機的なものでないこと。 4 社会福祉事業用設備の使用又は社会福祉事業従事職員の兼務により、本来の業務に支障を来していないこと。 5 収益事業は、特別会計とされていること。

審査基準第1-2-(1)、(2)、(5) 審査要領第1-2 法第26条第1項 審査基準第1-2-(3)
審査基準第1-2-(4)
法第26条第2項 定款準則第16条
審査基準第1-2-(6) 定款準則第21条備考一（収益が出た場合の処分）の条
法第26条第1項 審査基準第1-3-(1)、(3)
審査基準第1-3-(4) 審査要領第1-3-(1)、(3)、(4)
審査基準第1-3-(5)
審査基準第1-3-(2) 審査要領第1-3-(2)
法第26条第1項 審査基準第1-3-(4)
法第26条第2項 審査基準第1-3-(6)